

## 第4章 新たな試みの提案

### 1. 提案の目的

これまで、府内市町村は様々な事務において広域連携の取組みを進めてきたが、他の都道府県では連携事例が多数あるにもかかわらず、府内ではあまり例がない事務も存在する。

これらの中には、地域特性上、府内ではそもそも事務の発生が見込まれないものもあるが、府内でも連携が可能であるにも関わらず、実現に至っていないものもあると考えられる。

そこで、現在、府内で連携の例がない、または極めて少ない事務について、効果的なものを選定し、府内での連携に向けた新たな試みを提案する。

### 2. 検討の方向性

#### (1) 他の都道府県での連携状況

総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成28年7月1日現在）」から、他の都道府県では事例が多いが、府内では実施されていない、または極めて少ない事務のうち代表的なものを以下のとおり抽出した[図表4-1]。

図表4-1 他の都道府県での連携事例のうち、府内市町村では実施されていないもの

※府内で多く活用されている「機関等の共同設置」「事務委託」「一部事務組合」の事例を抽出

#### 【機関等の共同設置】

事務の内容	設置件数	設置団体数	実施例のある都道府県数
行政不服審査法上の附属機関に関する事務	11	85	9

#### 【事務委託】

事務の内容	委託件数	事務の内容	委託件数
住民票の写し等の交付に関する事務	1,415	行政不服審査法上の附属機関に関する事務	34
公務災害に関する事務	179	消費生活相談に関する事務	21
退職手当に関する事務	134	輸送施設に関する事務	12
情報基盤整備に関する事務	90	公平委員会に関する事務	10

#### 【一部事務組合】

名称	主な事務の内容
市町村総合事務組合	消防災害補償、消防団員退職金・賞じゅつ金、職員の採用試験、職員研修、退職手当、公務災害、公平委員会、交通災害共済、会館・共有財産等の維持・管理 等

出典：総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成28年7月1日現在）」（2016年12月）から作成

## （２）府内での実施の可能性

（１）で抽出した事例の多くは、府内では事務の発生が見込めないものや、他の都道府県では府内より小規模な団体が多いことから連携が進んでいるものであると考えられる。こうした事務は、府内では新たに連携が進む可能性は低い。また、府内では、同様の事務について、既に地方自治法に基づかない協定等での連携で対応しているものもある。そのため、事務の内容に着目すると、今後府内で活用できるものは多くないと考えられる。

そこで事務内容以外に着目すると、全国的には、市町村総合事務組合のような、都道府県内の全て、または大多数の市町村間で連携している事例が多くある。それに対して府内では、7地域（豊能・三島・北河内・中河内・南河内・泉北・泉南の各地域）の区割りを基本とした地域（以下、「区域」という。）での連携は進んでいるものの、この「区域」を越えた連携事例は少ない。

よって、ここでは、府内での連携における新たな試みとして、「区域」を越えた連携を具体的に提案していく。

## 3. 「区域」を越えた連携の候補事務

府内では、市町村総合事務組合は設置されておらず、府内市町村の規模や体制等の状況を踏まえると、新たに総合事務組合を設立することは現実的ではない。

他府県の市町村総合事務組合では、「専門性が高く」かつ「業務量が少ない」ことから、ノウハウの蓄積等の面で課題がある事務を広域で実施している。この課題は府内でも同様であるが、そうした中でも連携が進んでこなかった大きな理由は、「区域」内での連携では業務量が確保できず、連携しても効果が薄いといったことが考えられる。よって、「区域」を越えた連携によってスケールメリットが得られるのであれば、連携が進むと期待できる。

そこで、「専門性が高く」かつ「業務量が少ない」事務のうち、他の都道府県の状況や府内市町村のニーズ調査結果を踏まえて、「公平委員会」及び「行政不服審査会」を、「区域」を越えた連携の候補事務として取り上げる。

### （１）候補事務の概要

#### （い）公平委員会

公平委員会は、準司法的機能を担う行政委員会であり、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための独立組織である。職員の勤務条件に関する措置要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講ずることを職務としている。なお、政令指定都市は公平委員会ではなく、人事委員会を設置することとされている。

公平委員会にかかる案件は、人事評価制度の導入（2016年度～）、評価結果の給与反映の開始（2017年度～）及び会計年度任用職員制度の導入（2020年度～）等により今後増加する可能性があり、これまで案件が発生していなかった市町村においても事務が発生する可能性が高まっている。

## (ii) 行政不服審査会

行政不服審査会は、行政庁の処分等に関する審査請求の裁決の客観性・公正性を高めるため、諮問に応じて、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性をチェックする機関である。

## (2) 共通の課題

公平委員会や行政不服審査会を担当する職員は、案件発生に備えて専門的知識を習得しておく必要があるが、多くの市町村で案件が年間1件も発生しないことから、十分な知識やノウハウの蓄積が難しい。その上、恒常的な案件発生を想定した人員体制となっていないため、案件発生時に担当職員にかかる負担が大きい。そして、実際にほとんど案件が発生していないことから、これらの課題についての認識が十分ではないと考えられる。

## (3) 連携の効果と意義

連携が実現すると、専門性の確保、ノウハウの蓄積や業務効率の向上とともに、職員の負担軽減が図られることから、人的メリットは大きい。

一方で、そもそもの業務量が少なく、担当職員が他の業務を併任している場合が多いことから、連携しても人員の削減につながらず、人件費の削減効果が見込めない市町村もある。

しかし、そのような団体においても、案件発生時に自団体で対応する場合の負担を考慮し、連携における費用負担を「安定的な運営に対する保険」として捉えると、明確な財政効果が得られなくとも、連携の意義は十分にあると考えられる。

また、連携によって安定した審査体制が確保されることは、審査請求等を行う市町村職員や住民にとってもメリットとなる。

## (4) 留意点

「区域」を越えた連携では構成団体が多数となることから、事務を円滑に進めるには、「区域」内での連携以上に、幹事団体と構成団体との連絡調整を十分に行う必要がある。

なお、審査請求等を行う市町村職員や住民にとっては手続きを行う窓口が遠くなるが、この点については、書面のやりとりが大半であるため、必ずしも大きな課題とはならないと考えられる。

## 4. 連携体制等の提案

ここからは、「公平委員会」及び「行政不服審査会」を広域で設置する際の具体的な手法等を検討し、体制や費用負担のあり方を提案する。

なお、ここで示す体制等は、新たな取組みの基本的な枠組みを案として示したものであり、具体的に連携を検討する際は、各市町村の実情を踏まえた議論が必要となる。

## **(1) 連携方法の概要**

### **(i) 連携の手法**

今回の候補事務のみで連携する場合、府内で事例が多い機関等の共同設置、事務委託、一部事務組合の手法のうち、一部事務組合は運営コストが高いため現実的ではない。また、機関等の共同設置は、構成団体の意見の反映が容易であることがメリットであるが、いずれの候補事務も中立の立場から客観的な判断を行うものであり、構成団体の意見を反映させる必要はないと考えられることから、機関等の共同設置で対応する必要性は乏しい。

以上から、ここでは、事務委託による連携が最適であるとして、以下の検討を行う。

### **(ii) 人員体制**

今回の候補事務は高い専門知識を要するものであるため、幹事団体に業務量に応じた職員を適切に配置することはもちろんのこと、連携の効果を発揮するため、担当職員が専門性を高め、ノウハウを蓄積できる環境を整備することが求められる。

十分な事務処理実績があり、ノウハウが蓄積されている市町村が幹事を担う場合は、連携にあたって新たな組織を設置する必要はなく、既存の組織に業務量に見合う人員を配置すれば対応できる。

十分な事務処理実績がない市町村が幹事を担う場合は、専門性を確保し、かつ併任等により他事務の影響を受けない体制とするため、幹事団体の中に連携事務を専任で処理する組織（課・事務局）を設置することが望ましい。

なお、市町村によっては、候補事務の担当に弁護士等の専門職員を充てている場合もあるが、ここでは、一般的な事務職員が対応できる体制について検討する。

### **(iii) 費用負担**

案件発生の有無に関わらず、幹事団体には、他団体の権限を保持することに一定の負担が生じる。よって、構成団体において定期的な案件発生が見込めない場合でも、人件費等の必要経費を一定の割合で構成団体が負担すべきであると考えられる。

ただし、個別案件の処理に要した旅費等、団体ごとの事務経費が明確に区別できる場合は、その実費は該当する団体が負担することが適当である。

## **(2) 公平委員会の広域化**

人事委員会設置市を除く府内全市町村が連携した場合（提案1）と、隣接する複数の「区域」の市町村が連携した場合（提案2）を想定して体制案を示す。なお、提案2では、2つの「区域」で連携しても専任の組織を設けるほどの業務量が見込めないものとして、事務処理体制が確保されている近隣の人事委員会設置市に委託することを想定している。

## (i) 現状

### ①担当職員の状況

- ・多くの市町村は公平委員会事務局に専任の担当を置かず、他の行政委員会事務局等の職員が公平委員会事務局も担当している。
- ・担当職員の具体的な業務内容には、定例的なものとして、定例会の開催や研修等への参加があり、案件発生時の臨時的なものとして、措置要求、審査請求及び苦情相談に伴う委員会对応（連絡調整、議事録・裁決書案の作成等）といったものがある。

### ②委員及び委員会の状況

- ・地方公務員法第9条の2により、委員は3人（委員長1人、委員2人）と規定されている。
- ・恒常的に事務が発生している団体への調査結果では、措置要求及び審査請求の処理期間は1件当たり1年半から2年程度であり、1件当たりの審議回数は10回程度である。
- ・公平委員会を設置している41市町村における措置要求及び審査請求の総数は、継続審査中のものを含め年間15件程度である。現状では、多くの団体で10年に一度、またはより低い頻度でしか案件が発生していない。

### ③費用の状況

- ・委員報酬については、以下の2つの支給方法がある。

#### A：月額制

案件発生に備えて、毎月定例会を実施している場合に多く、約7割の市町村が採用している。

※府内市町村における平均月額：委員長28千円 委員22千円（委員長1人、委員2人で総額72千円）

#### B：日額制

定例会の開催が年に一度である場合に多く、約3割の市町村が採用している。

※府内市町村における平均日額：委員長13千円 委員12千円（委員長1人、委員2人で総額37千円）

## (ii) 提案における条件設定

連携体制案を提示するにあたり、以下の条件を設定した。なお、恒常的に事務が発生している団体への調査に基づき条件を設定したが、ここで示した値はあくまで参考値であり、具体的に連携を検討する際は、各団体の実情に応じた分析等が必要となる。

### ①委員会の体制

- ・委員の負担を考慮し、委員会の開催を月1回、2時間程度とする。1件の審議時間を30分程度とすると、1回の委員会で最大4つの案件を審議することができる。  
⇒措置要求及び審査請求を処理するには1件当たり10回程度審議が必要となるため、年間で処理できる案件は最大5件（4件×12か月÷10回＝4.8件）とする。
- ・委員報酬は、多くの市町村が採用する月額制を採用する。

### ②人員体制

- ・恒常的に事務が発生している団体への調査結果から、担当職員1人につき、年間2件程度の案件を処理できるものとする。

### ③費用負担

- 公平委員会は各団体の職員からの措置要求等を処理するため、基本的には職員数に比例して案件が発生すると考えられる。よって、連携後の費用負担については職員数割で試算する。

※実際には、企業職員等、公平委員会の対象外となる職員を除いた数を用いる必要がある。

※ここでは、モデルとして計算を簡便にするため、職員数割のみで算出する。

## (iii) 提案 1 : 人事委員会設置市を除く府内全市町村での連携

### ①概要

- 公平委員会を設置する府内 41 市町村全てが連携し、幹事団体に事務を委託する。
- 41 市町村の一般行政職員の総数は約 31,000 人、年間の平均案件総数は 14.8 件である。  
※一般行政職員の総数は 2018 年 4 月時点。平均案件総数は措置要求及び審査請求数の 2013～2017 年度の平均（継続審査中の案件を含む。）[図表 4-3]。
- 委員会の年間処理件数が最大 5 件であることから、形式上、年間の対応件数が 5 件程度となるように府内を 3 つに分け、それぞれに公平委員会を設置する。ただし、方針や費用負担等については、全団体に検討するものとする。
- 幹事団体は、41 市町村のうち比較的規模が大きい団体から 3 団体を選定する。

### ②人員体制

- 公平委員会の事務は全体的に案件数が少ないため、十分な事務処理実績がない市町村が幹事を担うことを想定し、幹事団体の中に連携事務を専任で処理する組織（課・事務局）を設置する。
- 担当職員 1 人が年間で処理できる件数は 2 件であるため、1 つの委員会で 5 件に対応できる体制として、担当職員を 3 人配置する。事務局の体制は、事務局長（次長級）1 人、係長 1 人、担当者 2 人の計 4 人とする。

### ③費用負担

- 人件費と委員報酬を 41 市町村で分担する。ただし、個別の団体の事務に要する経費が明確に区別できる場合は、その実費は該当する団体が負担する。

- 人件費は年額 14,900 千円（次長：5,000 千円、係長：4,100 千円、担当者：2,900 千円×2 人）とする。 ※人件費は、府内市町村の給料表を参考に算出し、月額を 12 か月分を計上。各種手当等は含まない。以下同じ。

- 1 委員会あたりの年間委員報酬は 864 千円（月額 72 千円×12 ヶ月）とする。

※府内市町村の月額制の団体の平均額

- 3 委員会を設置することから、連携にかかる費用の年額は

人件費（14,900 千円×3）+ 委員報酬（864 千円×3）=47,292 千円

⇒職員 1 人あたりの費用負担額は

費用総額（47,292 千円） ÷ 総職員数（31 千人） = 1,526 円

⇒各市町村の年間費用負担額は、「1,526 円 × 職員数」となる[図表 4-2]。

図表 4-2 職員数別年間費用負担額

職員数	市町村数	年間費用負担額
～ 149 人	6	～ 228 千円
150 人～ 299 人	5	229 千円～ 457 千円
300 人～ <b>566 人</b>	12	458 千円～ <b>864 千円</b>
567 人～ 999 人	8	866 千円～ 1,525 千円
1,000 人～ 1,999 人	5	1,526 千円～ 3,051 千円
2,000 人～	5	3,052 千円～

#### ④留意点

- ・ この連携では、府内に 3 委員会を設置するが、費用を全市町村で分担することで、負担を平準化し、安定的に運営することができる。
- ・ 連携前の委員報酬の平均年額が 864 千円であることから、職員数が 567 人以上の団体または会議出席ごとに日額制で委員報酬を支払っている団体は、連携により費用が増える可能性がある。ただし、委託団体の業務量は減少する。

#### (iv) 提案 2：隣接する複数の「区域」の市町村での連携（人事委員会設置市への委託）

##### ①概要

- ・ 人事委員会設置市を含む、隣接する 2 つの「区域」の市町村（約 10 団体）で連携し、人事委員会設置市に事務を委託する。
- ・ 委託団体の総職員数（一般行政職員）は 6,000 人、年間の平均案件総数は 2 件と設定する。
- ・ 人事委員会は公平委員会で取り扱う業務の他に、職員の給与に関する勧告や、採用試験、昇任選考等、幅広い業務があるため、委員会を毎月複数回開催することを想定した体制となっている。よって、連携するにあたり新たな組織を設置する必要はない。

##### ②人員体制

- ・ 幹事となる人事委員会設置市はノウハウ等の蓄積があるため、専任の組織（課・事務局）は設置しない。事務局職員 1 人が年間処理できる案件は 2 件程度であるため、既存の体制に担当職員 1 人を追加で配置して対応する。

##### ③費用負担

- ・ 委託団体において担当職員 1 人分（年額 2,900 千円）の人件費を負担する。

⇒職員 1 人あたりの費用負担額は

$$\text{人件費 (2,900 千円)} \div \text{総職員数 (6,000 人)} = 484 \text{ 円}$$

⇒各市町村の年間費用負担額は、「484 円 × 職員数」となる。

- ・ ①で述べたとおり、人事委員会は多様な業務を取り扱うため公平委員会と性質が異なることから、委員報酬については、案件の発生ごとに、当該団体が実費を負担する。複数団体の案件を同時に委員会にかける場合は、さらに団体間で按分する。

【委員報酬の例】（委員長）37千円 × 1人 × 委員会の開催日数

（委員）31千円 × 2人 × 委員会の開催日数

※府内人事委員会設置市の平均日額

#### ④留意点

- ・ 提案1と同様、団体によっては、連携により費用が増える可能性がある。ただし、委託団体の業務量は減少する。

《参考》

【図表 4-3】 地域別措置要求及び審査請求数（年間平均）及び職員数一覧（人事委員会設置市を除く）

地域	市町村名	年間平均 件数	職員数(人)
豊能地域	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	6.0	4,185
三島地域	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	3.6	6,843
北河内地域	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	0.6	5,912
中河内地域	八尾市、柏原市、東大阪市	2.0	4,774
南河内地域	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	0.8	3,845
泉北地域	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	0.8	1,930
泉南地域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	1.0	3,585
	合計	14.8	31,074

※年間平均件数は、措置要求及び審査請求数の2013～2017年度の平均（継続審査中の案件を含む）

※職員数は、2018年4月1日時点

（府総務部市町村課まとめ）



### (3) 行政不服審査会の広域化

府内全市町村が連携した場合（提案 1）と、隣接する複数の「区域」の市町村が連携した場合（提案 2）を想定して体制案を示す。

#### (i) 現状

##### ①担当職員の状況

- ・ 多くの市町村は行政不服審査会事務局に専任の担当を置かず、法規担当課や監査委員事務局等の職員が行政不服審査会の事務を担当している。
- ・ 担当職員の具体的な業務内容は、案件発生時の審査会対応（連絡調整、議事録及び答申案文の作成、国のデータベースへの登録など）のみであり、案件の有無にかかわらず発生する定例的な業務はない。

##### ②委員及び委員会の状況

- ・ 委員数について法令等の規定はない。各団体が条例で委員数を定めており、3 人から 5 人であることが多い。
- ・ 恒常的に事務が発生している団体への調査結果では、行政不服審査会への諮問から答申までに要する期間は平均 2 か月半で、その間の審議回数は平均 2 回である。
- ・ 行政不服審査会を設置している 43 市町村における答申の総数は、年間 40 件程度で、多くの団体では 1 件以下の頻度でしか案件が発生していない[図表 4-5]。

##### ③費用の状況

- ・ 委員報酬は、日額制の団体が多い。 ※府内市町村における平均日額は 11 千円

#### (ii) 提案における条件設定

連携体制案を提示するにあたり、以下の条件を設定した。なお、恒常的に事務が発生している団体への調査に基づき条件を設定したが、ここで示した値はあくまで参考値であり、具体的に連携を検討する際は、各団体の実情に応じた分析等が必要となる。

##### ①審査会の体制

- ・ 委員の負担を考慮し、審査会の開催を月 1 回、2 時間程度とする。1 件の審議時間を 1 時間程度とすると、1 回の審査会で最大 2 つの案件を審議することができる。  
⇒審査請求を処理するには 1 案件あたり 2 回程度審議が必要となるため、年間で処理できる案件は最大 12 件（2 件×12 か月÷ 2 回 = 12 件）とする。
- ・ 委員報酬は、多くの市町村が採用する日額制を採用する。

##### ②人員体制

- ・ 恒常的に事務が発生している団体への調査結果から、担当職員 1 人につき、年間 20 件程度の案件を処理できるものとする。

### ③費用負担

- ・ 行政不服審査会は、基本的には当該市町村の住民の審査請求を処理することから、連携後の費用負担については人口割で試算する。

※ここでは、モデルとして計算を簡便にするため、人口割のみで算出する。

### (iii) 提案 1 : 府内全市町村での連携

#### ①概要

- ・ 府内 43 市町村全てが連携し、幹事団体に事務を委託する。
- ・ 43 市町村の総人口は 882 万人、年間の平均答申総数は 40 件である。  
※総人口は 2018 年 4 月時点。平均答申総数は 2016 年 9 月～2018 年 8 月の 2 年間の平均。
- ・ 審査会での年間処理件数が最大 12 件であることから、4 部会を設置し、委員は 1 部会 3 人とする。
- ・ 幹事団体は、43 市町村のうち一定のノウハウがある団体から 1 団体を選定する。

#### ②人員体制

- ・ 担当職員 1 人当たりの審査請求に関する対応可能件数は年間 20 件であるため、担当職員は 2 人配置し、職階は、係長 1 人、担当者 1 人とする。管理職は、幹事団体における法務担当課長等が兼務する。

#### ③費用負担

- ・ 委託団体において 7,000 千円（係長：4,100 千円、担当者：2,900 千円）の person 費を負担する。

⇒人口 1 人あたりの person 費負担額は

$$\text{person 費 (7,000 千円)} \div \text{総人口 (882 万人)} = 0.8 \text{ 円}$$

⇒各市町村の年間費用負担額は、「0.8 円×人口」となる[図表 4-4]。

図表 4-4 人口別年間 person 費負担額

人口	市町村数	費用負担額
～ 5 万人	10	～ 40 千円
5 万人～10 万人	11	40 千円～ 80 千円
10 万人～20 万人	12	80 千円～ 160 千円
20 万人～50 万人	8	160 千円～ 400 千円
50 万人～	2	400 千円～

- ・ 審査請求がない場合は審査会を開催する必要がないため、案件発生団体が委員報酬を含む実費を負担する。複数団体の案件を同時に委員会で審議する場合は、さらに団体間で按分する。

【委員報酬の例】 11 千円 × 3 人 × 委員会の開催日数 ※府内市町村の平均日額

#### ④留意点

- ・ 連携前にはほとんど person 費が発生していない市町村が多いことから、連携により費用が増える可能性がある。ただし、委託団体の業務量は減少する。

#### (iv) 提案2：隣接する複数の「区域」の市町村での連携

##### ①概要

- ・ 隣接する複数の「区域」内の市町村（約10団体）で連携し、一定のノウハウがある団体を幹事として事務を委託する。
- ・ 総人口は150万人、年間の平均発生件数は10件とする。

##### ②人員体制

- ・ 担当職員1人当たりの年間の審査請求に関する対応可能件数20件であるため、幹事団体において0.5人相当の増員が必要となる。

※業務量の増加分が1人分に満たないため、増員にあたっては、再任用職員等の短時間勤務職員の配置が想定される。なお、本提案では、短時間勤務職員1人あたりの人役を0.5人とし、短時間勤務職員の標準的な年間対応件数を10件とする。

##### ③費用負担

- ・ 委託団体において1,450千円（担当者2,900千円 × 0.5）の人件費を負担する。

⇒人口1人あたりの費用負担額は

$$\text{人件費 (1,450千円)} \div \text{総人口 (150万人)} = 0.97 \text{円}$$

⇒各市町村の年間費用負担額は、「0.97円 × 人口」となる。

- ・ 提案1と同様に、審査請求がない場合は審査会を開催する必要がないため、案件発生団体が委員報酬を含む実費を負担する。複数団体の案件を同時に委員会で審議する場合は、さらに団体間で按分する。

##### ④留意点

- ・ 提案1と同様、団体によっては、連携により費用が増える可能性がある。ただし、委託団体の業務量は減少する。

《参考》

図表 4-5 地域別 年間平均答申数及び人口一覧

地域	市町村名	年間平均 答申数	人口(人)
大阪市	大阪市	17.5	2,716,989
豊能地域	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	2.5	665,953
三島地域	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	2.5	1,125,475
北河内地域	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	3.0	1,149,247
中河内地域	八尾市、柏原市、東大阪市	2.5	832,949
南河内地域	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	9.5	602,418
泉北地域	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	2.0	1,165,354
泉南地域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	1.0	561,031
	合計	40.5	8,819,416

※平均答申数は、2016年9月～2018年8月の2年間の平均

※人口は、2018年4月1日時点の推計人口（府総務部統計課）

（府総務部市町村課まとめ）

## 5. 連携を進めるにあたって

これまで、府内では7つの「区域」それぞれの中で連携に向けた協議が進められることが大半であったため、「区域」を越えた連携を進めるにあたっては、まず協議の場を設定する必要がある。また、連携団体が増加するほど調整が難しくなるおそれがあることから、「区域」を越えた連携、特に府内全域での連携を検討する場合には、旗振り役の存在が不可欠であり、その果たす役割は非常に大きい。

そこで、府としては、地域ブロック会議を複数の地域で合同開催するなど、これまで以上に柔軟に協議の場を設定していく。その上で、異なる「区域」の市町村が連携を希望する場合の調整といったきめ細やかなサポートを行っていく。

併せて、連携の実現には、「区域」内での連携の場合以上に、各市町村の担当者が十分に意見交換を進めることはもちろん、トップダウンの取組みも必要となってくる。